

日本が主導するアジア・太平洋地域の マネロン等対策を巡る議論

APG共同議長就任の意義と 今後の取り組み方針

今年9月、FATFのアジア・太平洋地域の地域体であるAPGの共同議長に、日本から財務省国際局の梶川光俊審議官が就任した（任期は約2年）。わが国は、APG共同議長として、①次期相互審査の円滑な開始、②域内マネロン等対策強化に向けた国際協力、③金融分野における新技術への対応——といった優先事項を掲げ、地域的・国際的な議論を主導していく方針である。本稿ではAPGの概要に触れつつ、共同議長としての取り組み方針について解説したい。

マネロン等対策に関する 地域的・国際的な取り組み

マネー・ロンダリング／テロ資金供与／拡散金融（以下、マネロン等）対策に関する国際基準の策定・履行を担う多国間の枠組みとして、FATF（金融活動作業部会）やその相互審査が存在する（注1）。もともと、

厳格な加盟要件等があるためFATFの加盟メンバーは38カ国・地域と2地域機関（欧州委員会、湾岸協力理事會）に過ぎず、FATF基準のグローバルかつ効果的な履行に向けては、FATFメンバー以外のマネロン等対策の強化も欠かせない。

そこで、グローバルなマネロン等対策の推進に向け、FATFにはFSRBと呼ばれる九つの地域体が置かれている（図表1）。これにより、（FATFに加盟していない）FSRB加盟地域においても、FATFと同様の相互審査を通じて、FATF基準が世界200以上の国・地域に適用されている。日本を含むアジア・太平洋地域は、FSRBのうちAPG（アジア太平洋マネー・ロンダリング対策グループ）がカバーしている。

わが国は、APGに加盟している。また、地域レベルの取り組みを戦略的に支援する観点から、主にユーラシア（EAG）と欧州（MONEYVAL）をカバーするFSRBにも各々オブザーバー参加するなどして、国際的な議論に貢献してきた。FSRB支援強化については、この4月に開催されたFATF大臣会合（隔年開催、注2）に

課長補佐

鈴木 隆俊

係長

山田 佳奈

大臣官房企画官

山崎 貴弘

財務省 国際局
資金移転対策室

〔図表1〕

九つのFSRB

FSRB	地域	法域数
APG	アジア・太平洋	42
CFATF	カリブ	24
EAG	ユーラシア	9
ESAAMLG	東・南アフリカ	21
GABAC	中央アフリカ	7
GAFILAT	ラテンアメリカ	18
GIABA	西アフリカ	17
MENAFATF	中東・北アフリカ	21
MONEYVAL	欧州	35

(注) 日本は、APGのメンバーかつEAGおよびMONEYVALのオブザーバー。
(出所) 筆者作成 (図表2も同じ)。

〔図表2〕

APGの加盟法域

アフガニスタン、オーストラリア、バングラデシュ、ブータン、ブルネイ、カンボジア、カナダ、中国、クック諸島、フィジー、香港、インド、インドネシア、日本、韓国、ラオス、マカオ、マレーシア、モルディブ、マーシャル諸島、モンゴル、ミャンマー、ナウル、ネパール、ニュージーランド、ニウエ、パキスタン、パラオ、パプアニューギニア、フィリピン、サモア、シンガポール、ソロモン諸島、スリランカ、台湾、タイ、東ティモール、トンガ、ツバル、米国、バヌアツ、ベトナム

においても重要性が強調されるなど、FATFコミュニティにおける優先課題の一つとされている。
こうした下で、9月に開催されたAPG年次総会において、わが国(財務省の梶川審議官)のAPG共同議長就任が正式に決定された。本稿では、この機

APG共同議長就任で議論を戦略的に主導

APGは1997年に設立さ

を捉え、FATFにおける地域的な取り組み、とりわけAPG共同議長としてのわが国の取り組みを中心に概説したい。

れ、本部はオーストラリア(シドニー)に置かれている。APGには、米国やカナダといった先進国、東南アジア諸国連合(ASEAN)諸国のほか太平洋島嶼国など42カ国・地域が加盟しており、他のFSRBに比べても経済規模や地理的な多様性に富んでいることが特徴である(図表2)。年に1度、総会を開催するとともに、域内の相互審査を含む各種作業部会の活動等を通じて、アジア・太平洋地域のマネロン等対策の実効性強化に取り組んでいる。

APGの共同議長は、常任共

同議長(オーストラリア)と交代制共同議長(任期約2年)の2人からなり、わが国は2026年のAPG年次総会までを任期として、交代制共同議長に就任した。APGの共同議長を務める主な意義としては、グローバルなFATF基準の履行の重要性が一層高まるなか、FATF加盟国としての豊富な知見と経験を生かしつつ、地域的な取り組みを主導・支援していくことがますます重要になっている点が挙げられよう。

これまで財務省の梶川審議官はFATF議長の諮問機関である運営グループ(Steering Group)のメンバーを務めてきた。また、FATF基準の改訂等を担当する政策企画部会(Policy Development Group)や、PDG傘下の暗号資産コンタクトグループ(Virtual Assets Contact Group=VACG)の共同議長を金融庁がそれぞれ務めている。これらを通じてわが国は国際的なプレゼンスを拡充してきた。

加えて、地政学的な視点も踏まえながら、アジア・太平洋地域におけるマネロン等対策を巡る議論を戦略的に主導していくことは、地理的近接性・重要性を共有する各国との関係強化にもつながるものである。

三つの柱の、次期審査の円滑な開始へ

APGの交代制共同議長としての重要な責務は、マネロン等対策の実効性強化に向け、就任時に任期中の優先事項を設定し、実施することである。例えば、

今年9月まで共同議長を務めた

カナダも「実質的支配者」「テロ資金供与対策」「マネロン等対策におけるデジタルトランスフォーメーション」などを優先事項として掲げていた。カナダは共同議長として、事務局と各種セミナー等を共催するなどの取り組みを進めてきた。

わが国は、FATFおよびAPGを取り巻く状況も踏まえた優先事項として、①次期相互審査の円滑な開始、②域内マネロン等対策強化に向けた国際協力、③金融分野における新技術への対応——という三つの柱を掲げている。これらの設定に当たっては、地域的な重要性はもとより、FATFにおける戦略事項との整合性、わが国の知見活用が可能な分野といった点を考慮要素とした。

「三つの柱」は、地域の課題を的確に捉えた積極的なイニシアチブであるとして、先の年次総会においても広範な支持を得て承認されることとなった。わが国としては、今後、関係者と緊密に連携しつつ、これらの取り組みを着実に実施していく方

針である。

以下、三つの柱のそれぞれについて説明したい。

①次期相互審査の円滑な開始（次期相互審査とその準備）

FATFは、環境変化に応じた基準改訂等を進めながら、累次の相互審査を通じ、マネロン等対策の実効性向上に努めてきた。

特に、今夏から開始されたFATF第5次（APGは第4次）相互審査では、法令等ルールを整備状況のみならず、官民におけるマネロン等対策の実効性・有効性が問われる。また、よりタイムリーに各国の実施状況を評価すべく、全体の審査期間が6年（前回10年）と短縮されている。すなわち、APG加盟法域にとって、審査を受ける立場としての官民を挙げた態勢整備や対応強化はもとより、審査側の立場でも審査員の派遣準備などが喫緊の課題となっている。

こうした問題意識から、わが国は相互審査の円滑な開始に向け、年内に東京で審査員養成研修を主催するなどし、域内専門

家の育成に貢献する方針である。日本での研修開催は、わが国にとっても、審査員プールの拡充や知見の蓄積に資するものであり、戦略的意義が大きいと考えられる。

②域内マネロン等対策強化に向けた国際協力

特に、マネロン等対策が進んでいない法域の中には、能力やリソース不足のほか、FATF基準に関する理解が不十分なケースもあり、支援を必要としていることも多い。

こうした背景を踏まえ、わが国は、地政学的観点からも重要性を増している太平洋島嶼国やマネロン等対策の進捗が芳しくない法域を中心に、APGを通じた支援、いわば国際協力に重点を置くこととした。具体的には、現地当局向けの研修等を通じた能力の構築、マネロン等対策に関するワークショップ開催を通じた地域的な取り組みの推進、財務省幹部と先方大臣・中銀総裁等との面談を通じてハイレベルな対応要請などを進めていく方針である。

なお、太平洋島嶼国に関して

は、すでに「第10回太平洋・島サミット（PALM10）」（注3）や、「日・太平洋島嶼国財務大臣会議」（注4）といった首脳級や大臣級会合の成果文書においても、APGを通じた能力開発等を進める方針を積極的に表明してきた経緯がある。

③金融分野における新技術への対応

新技術の普及はメリットや機会につながる一方、同時にそれがもたらす新しいリスクにも目配りが必要である。

マネロン等対策の文脈でも、グローバルに見ると暗号資産業者への規制対応等が進んでいない法域も多く、官民における理解深化や関連する基準実施の後押しが急務となっている。この点、わが国は先に述べたPDGやVACGの共同議長としての立場も活用しつつ、域内に経験や知見を積極的に共有できる強みがある。

さらに、規制対象主体が存在しないP2P取引（個人間取引）や、CBDC（中央銀行デジタル通貨）といった新たな分野についても動向を注視してい

く。それにより、フォワードルッキング、すなわち、設計段階からマネロン等対策を意識すべきであるという「integrity by design」の考え方に沿って所要の検討・対応を進めていく必要がある。

この点、FATFの官民会合において、わが国のリーディングの下、CBCDCについて抜くセッションを設けるとともに、パネリストとして登壇して議論を主導するなどしてきた。APG共同議長としても、暗号資産を含む金融分野における新技術への対応について各種研修イベント（ワークショップやウェビナーなど）を開催するほか、他のFSRBとも連携しながら官民対話の場などを提供していく方針である。

来年8月にも 年次総会の主催を計画

最後にAPG年次総会について触れたい。APG共同議長は、優先事項の設定・実施のほか、任期中に年次総会を主催することも求められている。APGは

加盟法域が多岐にわたるほか、数十人の代表団を組成して参加する法域などもあり、総勢500人規模に及ぶ大規模な国際会議となる。

APGの年次総会は過去に、常任共同議長を務めるオーストラリアのほか、交代制共同議長がホストを務めるケースが多い。最近では、マレーシア共同議長下でのクアラルンプール（22年）、カナダ共同議長下でのバンクーバー（23年）においてそれぞれ開催された。今年は9月下旬にAPGのオブザーバー国であるアラブ首長国連邦によりアブダビで開催されたところである。

わが国もAPG共同議長として、25年8月下旬をメドにAPG年次総会を主催することを計画しており、すでにAPG事務局などと連携しながら、警備等も含め運営面で幅広い検討を進めている。この規模の国際会議主催に向けた準備は簡単ではないが、地域のマネロン対策等に関する議論を進めるとともに、わが国の魅力をアピールする格好の機会として活用してい

きたい。

* * *

マネロン等対策を巡る国際的な議論では、FATF本体の取り組みやその相互審査に焦点が当たることが多いが、広く国境を越えて移動する不正資金の抜け穴を防ぐ観点からは、FATFメンバーを越えたグローバルな対策強化が不可欠である。わが国としては、今後2年間にわたるAPG共同議長としての立場も最大限生かしつつ、関係省庁で一層の連携を取りながら、地域的・国際的なマネロン等対策強化に向けた議論を引き続き主導していく方針である。

（本稿の意見に係る箇所はいずれも筆者の意見であり、所属組織の見解ではない）

（注）1 マネロン等対策の概要に関しては、例えば財務省ウェブサイト「教えて！マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策」を参照。
2 4月開催の大臣会合やFA

TFの戦略的優先課題については、金融庁による「FATFにおける今後の優先課題と次期議長国の下での対応」（本誌2024年8月13日号）に詳しい。
3 https://www.mofa.go.jp/mofaj/a_o/ocn/pageit_000001_0088.html
4 https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/convention/other/20240503.html

やまさき たかひろ
FATFを巡る国際対応等を担当。日本銀行のほか、三菱商事、欧州中央銀行出向などを経て現職。
すずき たかとし
APG関連業務全般を担当。金融機関（法人営業、企画業務など）を経て現職。
やまだ かな
APG関連業務全般を担当。税関にて主に監視取り締まり業務、麻薬探知犬業務を経て現職。